

# 豊明市立小中学校情報セキュリティポリシー

## 学校情報セキュリティ基本方針

### 1 目的

市立小中学校は、児童生徒及びその保護者の個人情報や学校運営にかかわる重要な情報等、多くの情報資産を保有している。これらの情報資産は、児童生徒及びその保護者の個人情報等を保護するためにも、また、継続的かつ安全な学校運営を行なうためにも、故意や過失による情報の改ざんや漏えい、情報システムの故障や不具合、自然災害による被災等から確実に保護しなければならない。また、校内のみならず、学校外とのデータ交換など、広く情報通信技術を活用した事務処理においては、安全性を有したネットワークや情報システムの構築及び運用が必要不可欠である。

このような状況をふまえ、本基本方針は、豊明市立小中学校が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、豊明市教育委員会及び豊明市立小中学校が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

### 2 適用範囲

本ポリシーは、市立小中学校が保有する情報資産を取り扱う全ての教職員等に適用する。

また、本基本方針が適用する情報資産の範囲は、次のとおりとする。

- ① 豊明市教育ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、記録媒体
- ② 豊明市教育ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む）
- ③ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

### 3 情報資産の分類

情報資産をその内容に応じて分類し、その重要度に応じた情報セキュリティ対策を行うものとする。

### 4 情報資産への脅威

情報資産に対して、特に認識すべき脅威は次のとおりとする。

- ① 部外者の侵入による機器又は情報資産の破壊・盗難、不正アクセス又は不正操作による機器又は情報資産の破壊・盗聴・改ざん・消去等
- ② 教職員等、児童生徒又は外部委託事業者による機器又は情報資産の持出、誤操作、アクセスのための認証情報又はパスワードの不適切管理、不正アクセス又は不正行為による破壊・盗聴・改ざん・消去等、搬送中の事故等による機器又は情報資産の盗難、規定外の端末接続によるデータ漏えい等
- ③ コンピュータウイルス、地震、落雷、火災等の災害並びに事故、故障等によるサービス及び業務の停止

## 5 情報セキュリティ対策

情報資産を脅かす脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

### (1) 物理的セキュリティ対策

サーバ室への不正な立入り、通信回線等及び教職員等が使用するパソコンの管理について、情報資産への損傷・妨害等から保護するために物理的な対策を講ずる。

### (2) 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限や責任を定め、全ての教職員等及び外部委託事業者に学校情報セキュリティポリシーの内容を周知徹底するなど、十分な教育及び啓発が講じられるように必要な対策を講ずる。

### (3) 技術及び運用におけるセキュリティ対策

情報資産を外部からの不正なアクセス等から適切に保護するため、情報システムの管理、情報資産へのアクセス制御、不正プログラム対策等の技術面の対策、また、システム開発等の外部委託を行う際のセキュリティ確保、ネットワークの監視、学校情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認等の運用面の対策を講ずる。また、情報資産への侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

## 6 学校情報セキュリティ対策基準の策定

市立小中学校の様々な情報資産について、情報セキュリティ対策を講ずるに当たっては、遵守すべき行為及び判断等の基準を統一的なレベルで定める必要がある。そのため、情報セキュリティ対策を行う上で必要となる基本的な要件を明記した学校情報セキュリティ対策基準を策定するものとする。

## 7 学校情報セキュリティ実施手順の策定

学校情報セキュリティ対策基準を遵守して情報セキュリティ対策を実施するために、個々の情報資産の対策手順等をそれぞれ定めていく必要がある。そのため、情報資産に対する脅威及び情報資産の重要度に対応する学校情報セキュリティ対策基準の基本的な要件に基づき、所掌する情報資産の全校共通の共通実施手順、各校独自の個別実施手順及び情報システム毎の個別実施手順（以下「学校情報セキュリティ実施手順」という。）を策定するものとする。学校情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより市立小中学校の運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

## 8 情報セキュリティの評価及び見直し

学校情報セキュリティポリシーに定める事項及び情報セキュリティ対策の評価を実施するとともに、情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するために、定期的に内容を審査し、学校情報セキュリティポリシーの見直しを実施する。変更が必要な場合は直ちに必要部分を変更し、その内容を全ての対象者に通知する。

## 9 教職員等の責務

市立小中学校が保有する情報資産を取り扱う全ての教職員等及び外部委託事業者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識をもつとともに業務の遂行に当たって学校情報セキュリティポリシーを遵守する責務を負うものとする。また、学校情報セキュリティポリシーに基づいた学校情報セキュリティ実施手順を遂行する責務を負うものとする。

## 10 児童生徒への対応

市立小中学校が保有する情報資産を取り扱う全ての教職員等は、授業又は教育目的で情報資産の使用を児童生徒に認める場合は、児童生徒向けの学校情報セキュリティ実施手順に従って、遵守すべき事項を児童生徒に明示するとともに、監視する責任を負うものとする。